
プロジェクト ASAF 対応

項目 EFRAG による「説明責任 (Accountability) 及び財務報告の目的」
の Bulletin

本資料の目的

1. IASB は、2010 年に「財務報告に関する概念フレームワーク」第 1 章（一般目的財務報告の目的）及び第 3 章（有用な財務情報の質的特性）を公表している。IASB は、今般の概念フレームワークの見直しに当たって、第 1 章及び第 3 章について大幅な見直しを行うことを予定していないが、2013 年 7 月に公表されたディスカッション・ペーパー(DP)の第 9 章(その他の論点)において「受託責任(stewardship)」に関する議論が記載されている（DP の概要については、別紙 1 参照）。
2. また、2013 年 9 月に EFRAG から Bulletin「より良いフレームワークを目指して－説明責任及び財務報告の目的(Accountability and the Objective of Financial Reporting)」(コメント期限：11 月 15 日)が公表されており¹、ASAF 会議(2013 年 12 月開催)において、本件について議論することが予定されている。
3. 本資料は、ASAF 会議における意見発信のあり方について検討を行うため、概要及びコメント案について記載している。

EFRAG による「説明責任及び財務報告の目的」の Bulletin

背景（第 1 項～10 項）

4. 財務報告の目的には、現在の及び潜在的な投資者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な情報の提供を含めるべきであることに多くの人々が同意している²。しかし、説明責任又は受託責任を明示的に記載すべきかに関しては相当の論争がある。
5. IASB が 2006 年に概念フレームワークに関するディスカッション・ペーパーを公表した際、財務報告の目的について「現在の及び潜在的な投資者及び債権者ならびにその他の人々が、投資、信用及び類似の資源の配分に関する意思決定を行う際に有用な情報を提供することである」としつつ、これには、「経営者の受託責任を

¹ EFRAG の Bulletin の仮訳については参考資料を参照いただきたい。

² 説明責任を果たす上で、特に有用と考えられる情報の例として、関連当事者取引の開示、財務諸表の網羅性、企業結合の会計処理（取得費用やのれんの資産化）、資産評価の会計処理と表示（代替価値の使用、取得原価と公正価値との調整）、非継続事業の表示、代替的な事業戦略に関する情報の開示が挙げられている。

評価する際に有用な情報の提供も含む」とされていた。これについて、2名のIASB理事が反対をしていた。当時、EFRAG等は、説明責任(accountability/stewardship)を独立の目的として維持すべきという内容を含む文書を公表した。

6. 2010年に改訂された概念フレームワークでは、企業への将来キャッシュ・インフローを評価するにあたって、説明責任に関する情報が必要になる旨が記載されている。また、結論の背景では、次のように説明されている。
- IASBは、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価と経営者の説明責任(stewardship)の質を評価することについて、いずれがより重要との認識は示していない。
 - “Stewardship”という用語は翻訳が困難であるため、使用しないこととした。

(参考) 2010年改訂前 概念フレームワーク (関連部分を抜粋)

財務諸表の目的

(中略)

14 財務諸表はまた、経営者の受託責任(stewardship)又は経営者に委嘱された資源に対する説明責任(accountability)の結果も表示する。経営者の受託責任(stewardship)又は説明責任(accountability)の評価を行いたいと考える利用者は、経済的意思決定を行うために、それらの評価を行う。かかる意思決定には、例えば、利用者が当該企業に対する投資を保有又は売却するかどうか、経営者を再任又は交替させるかどうかなどが含まれる。

(参考) 現行の概念フレームワーク (関連部分を抜粋)

OB3 現在の及び潜在的な投資者による、資本金及び負債性金融商品の売買又は保有に関する意思決定は、当該金融商品への投資から彼らが期待するリターン(例えば、配当、元利支払又は市場価格の上昇)に左右される。同様に、現在の及び潜在的な融資者及び他の債権者による、貸付金及び他の形態の信用の供与又は決済に関する意思決定は、彼らが期待する元利支払又は他のリターンに左右される。投資者、融資者及び他の債権者のリターンに関する期待は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期及び不確実性(見通し)に関する彼らの評価に左右される。したがって、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報を必要としている。

OB4 将来の正味キャッシュ・インフローに関する企業の見通しを評価するために、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が必要としているのが、企業の資源、企業に対する請求権、及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をど

れだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報である。このような責任の例としては、企業の資源を価格や技術の変化などの経済的要因の不利な影響から保護することや、企業が法令及び契約条項を遵守することを確保することなどがある。経営者の責任の履行に関する情報は、経営者の選択に投票その他の形で影響を与える権利を有する現在の投資者、融資者及び他の債権者の意思決定に関しても有用である。

説明責任に関する情報が重要な理由（第11項～15項）

7. 説明責任に関する情報が重要とされる理由として、次の事項が挙げられている。
 - 説明責任に関する情報の提供は、投資家が経営者の行動を監視することを可能とするものであり得ること（説明責任は、結果として、投資リスクを減少させることにつながり得る。）
 - 株主は常に保有株式を売却できる状況にあるとはいえないため、企業の将来の事業戦略や行動に影響を与えたいと考える。このため、株主は、企業の事業の展開や業績に関する情報とともに、代替的な戦略の見通しを理解するのに役立つ情報を求める。
 - 説明責任の目的は、株主と経営者の対話を促進する観点から、財務諸表における受託責任の役割は、株主だけでなく、経営者にも役立つ。

説明責任、経営者及びガバナンス（第16項～20項）

8. 2006年に公表されたディスカッション・ペーパーでは、別個の目的を設けることは、財務諸表が、経営者がコントロールできる事象や状況による業績を区分すべきことを示唆するものになるが、IASBはこれを不可能と考えたという旨が説明されていた。
9. 経営者がコントロールできる事象や状況による業績を区分することは不可能かもしれないが、利用者が経営者の行動の質を評価することを財務諸表が支援することは可能と考える見解がある（例：異常な事象を独立区分表示すること）。
10. 財務報告の目的とコーポレートガバナンスの目的とを混同すべきでないとの指摘もあるが、一般的には、財務報告はコーポレートガバナンスの中核をなすものである。

考えられる相違（第21項～27項）

11. 投資意思決定に有用な情報は、将来の見通しをベースとしたものであり、この目的において作成される財務諸表は将来に重きを置くものでなければならない。
12. 他方、説明責任にとって有用な情報は、報告期間において生じた事象を説明することに重きが置かれることが必要である。また、説明責任を果たすためには、企

業が実行する取引が透明性をもって報告されることが必要である（例：現在価値と取得原価との調整の必要性）。

13. 投資意思決定に有用な情報と説明責任を果たす上で有用な情報は殆どが重複するとの指摘があるが、すべてが一致する訳ではない。

現行の概念フレームワーク（第 28 項～30 項）

14. 現行の概念フレームワークでも、説明責任の重要性は記述されているという指摘もあるが、それは十分に明確でないと考えられる。
15. また、現行の概念フレームワークの記述は、将来の正味キャッシュ・インフローに関する企業の見通しの評価及び株主総会で議決権の行使に役立つ情報に限定されているという見解もある。

暫定的な見解（第 31 項）

16. EFRAG 及び欧州の 4 つの基準設定主体は、次のような暫定的見解を有している。
- (1) ASCG（ドイツ）と OIC（イタリア）は、IASB は 2010 年「フレームワーク」では、説明責任／受託責任の重要性及び役割について適切に対処されていると考えている。
- (2) ANC（フランス）は、説明責任／受託責任に関する情報の提供こそが財務報告の主たる目的であると考えている。
- (3) EFRAG と FRC（イギリス）は、説明責任／受託責任に関する情報の提供は財務報告の主たる目的である（単に他の目的の一部又は付属物ではなく）と考えており、当該考え方を表すように記述を復活させるべきであると考えている。

質問事項

17. Bulletin では、次の項目が質問事項として挙げられている。
- (1) 説明責任の目的に賛成及び反対する主張について、議論されていない部分があるか。
- (2) 説明責任は現行の「概念フレームワーク」の中に適切に反映されていると考えるか。そう考えない場合、「概念フレームワーク」をどのように修正すべきか。
- (3) 本報告書について何か他にコメントはあるか。

ASAF 会議における意見発信

18. ASAF 会議（2013 年 12 月）において、主に以下について発言することを予定している。

- (1) 我々は、財務報告の目的に関して、「受託責任」又は「説明責任」を果たすための情報の提供が、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報の提供という目的を上回る程の位置づけがあると考えていない。
- (2) 「企業の資源、企業に対する請求権、及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報」（通常、「受託責任」を果たすための情報といわれる）と「企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報」とでは、殆どの場合に一致すると考えられる。例えば、「情報の網羅性 (all inclusiveness)」は将来キャッシュ・フローの見通しを評価する上で必要と考えられるが、受託責任からは、情報の網羅性の概念がより明確に必要となると考えられる。
- (3) しかし、我々は、両者の目的に照らして有用と考えられる情報の範囲が結果として相違する場合があると考えている。Bulletin でも指摘されているように、関連当事者取引の開示は、これに該当するものと考えている。
- (4) 現行の概念フレームワークにおける目的の記述では、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに必要な情報に、受託責任を果たすための情報が（常に）含まれているようにも見受けられる。このため、両者は重複する部分は多いものの、別個の目的である旨を明示するように、概念フレームワークの記述を修正しても良いかもしれない。

ディスカッション・ポイント

- ・ 上記の ASAF におけるコメント案について、ご意見を頂きたい。

以 上

(別紙1) IASBの概念フレームワーク DPにおける「受託責任」に関する記載

受託責任

- 9.5 第1章の公表前に、「概念フレームワーク」は受託責任に明示的に言及していた。

財務諸表はまた、経営者の受託責任又は経営者に委託された資源に対する説明責任の結果も表示する。経営者の受託責任又は説明責任の評価をしたいと考える利用者は、経済的意思決定を行うために、それらの評価を行う。かかる意思決定には、例えば、利用者が当該企業に対する投資を保有又は売却するかどうか、経営者を再任又は交替させるかどうかなどが含まれる³。

- 9.6 一般目的財務報告の目的を記述するにあたり、第1章では「受託責任」という用語を使用していない。一部の人々は、このことを、財務報告の目的を果たすために必要なものの一部として受託責任に関する情報を「概念フレームワーク」は扱わなくなったことを意味するものと理解している。その結果、この見解を有する人々の考えでは、財務報告は、短期投資者（企業の業績が低迷している場合には保有を売却する可能性が高いと見てよい）のニーズを、長期投資者（企業の業績を改善するため経営者と協力する可能性の方が高いと見てよい人々、又は経営者を変更したいと考える可能性がある人々）のニーズよりも重視するようになっているのかもしれないというものである。

- 9.7 第1章は受託責任という語句を使用していないが、受託責任の概念を財務報告の目的から削除することはIASBの意図ではなかった。第1章では、財務諸表利用者は、企業の経営者や統治機関が責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたのかに関する情報に関する情報を必要としていると記載している。

将来の正味キャッシュ・インフローに関する企業の見通しを評価するために、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が必要としているのが、企業の資源、企業に対する請求権、及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報である。このような責任の例としては、企業の資源を価格や技術の変化などの経済的要因の不利な影響から保護することや、企業が法令及び契約条項を遵守することを確保することなどがある。経営者の責任の履行に関する情報は、経営者の選択に投票その他の形で影響を与える権利を有する現在の

³ 2010年以前の「概念フレームワーク」の第14項参照

投資者、融資者及び他の債権者の意思決定に関しても有用である⁴。

- 9.8 第1章のBC1.27項では、将来キャッシュ・フローの見通しを評価するために使用する情報と受託責任に関する情報の両方が、企業への資源の提供に関する意思決定に重要であると述べている。さらに、受託責任に関する情報は、経営者の行動に投票その他の方法で影響を与えることのできる資源提供者にとって重要である。
- 9.9 結論の根拠では続けて、IASBは、「受託責任」という用語は他の言語への翻訳に困難があるため、その用語自体を使用するのではなく、受託責任が意味するものを記述することを決定したと説明している。

質問 22

現行の「概念フレームワーク」の第1章及び第3章

9.2項から9.22項では、2010年に公表した現行の「概念フレームワーク」の各章を扱っており、これらの章が受託責任、信頼性及び慎重性の概念をどのように扱っているのかを論じている。IASBは、「概念フレームワーク」の残りの部分に関する作業で明確化又は修正の必要性が明らかになった場合には、これらの章の変更を行うであろう。しかし、IASBは、これらの章の内容を根本的に再検討するつもりはない。

このアプローチに同意するか。理由を説明されたい。

IASBがこれらの章の変更（これらの章が受託責任、信頼性及び慎重性を扱っている方法を含む）を検討すべきだと考える場合には、それらの変更点及びその理由を説明のこと。また、それらが「概念フレームワーク」の残りの部分にどのように影響を与えることになるのかをできる限り正確に説明のこと。

⁴ 現行の「概念フレームワーク」のOB4項参照